

## 魚津市公告第71号

### 漂流物の拾得について

水難救護法（明治32年法律第95号）第24条第1項の規定による漂流物の拾得の届出があったので、同法第25条第2項の規定により公告する。当該漂流物の所有者は、令和4年5月8日までに農林水産課（電話：0765-23-1033）に申し出てください。

なお、期日までに申し出のない場合は、同法第30条第2項の規定に基づき所有者がないものと認め処分します。

令和3年11月8日

魚津市長 村椿 晃

#### 1. 拾得物件及び形状寸法

拾得物件	形状寸法
F R P 製ボート	〈全長〉 約 4 . 8 m 〈全幅〉 約 1 . 3 m

#### 2. 拾得年月日

令和3年11月4日

#### 3. 拾得場所

魚津市漁港堤坊割地先

## 拾得物件写真



〈撮影日〉  
令和3年11月4日(木)

〈拾得物件名〉  
・FRP製ボート

〈寸法〉  
・全長 約4.8m  
・全幅 約1.3m

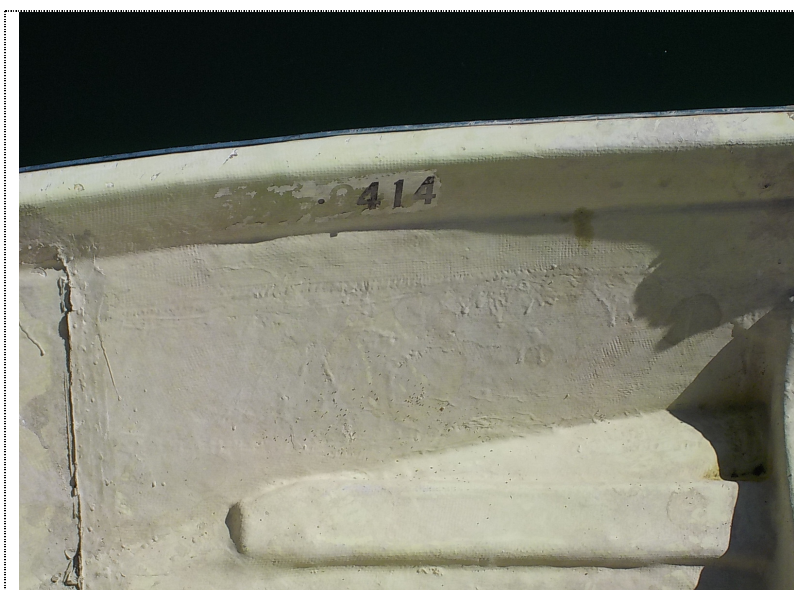
全景①



〈撮影日〉  
令和3年11月4日(木)

〈拾得物件名〉  
・FRP製ボート

全景②



〈撮影日〉  
令和3年11月4日(木)

〈拾得物件名〉  
・FRP製ボート

近景  
※船舶番号は一部視認可能